



---

## 認定希少種保全動植物園等制度に関する参考情報

---

令和8年1月  
環境省自然環境局野生生物課



# 認定希少種保全動植物園等制度の概要

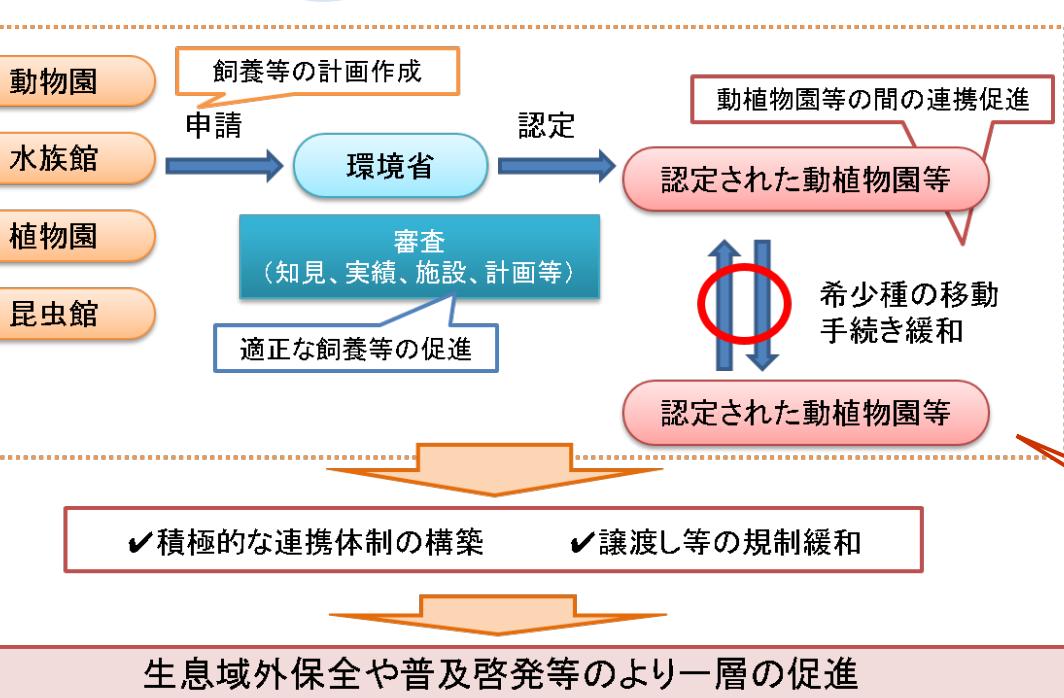


生息域外保全等の取組は、各動植物園等の自主的な協力に頼っているものの、繁殖等のために個体を移動する際、譲渡し等の許可手続き（第13条）が必要



## 認定希少種保全動植物園等制度（第48条の4 ほか）

- 平成29年の種の保存法改正によって創設
- 希少野生動植物種の取扱が種の保存に資するものとして一定の基準を満たす動植物園等を環境大臣が認定
- 認定された動植物園等は、希少野生動植物種の譲渡し等の規制が原則として適用されない
- 認定については5年ごとに更新が必要
- 令和7年10月時点で**計25施設**を認定。飼育・栽培される国内希少野生動植物種は**計90種**。このうち**35種**において生息域内保全に資する取組が実施されている



## ＜期待される効果＞

- 繁殖等に向けた他園館との円滑な個体移動などによる生息域外保全の推進
- 来園者への希少種に関する環境教育・普及啓発の促進
- 動植物園等が持つ「種の保存」という公的機能の明確化・社会的な認知度の向上

※片方が認定園でない場合、認定園側のみ手続き緩和の対象

# 認定希少種保全動植物園等の認定に関する考え方



## 〈認定の審査に係る考え方〉

### 希少野生動植物種保存基本方針 (平成30年4月13日閣議決定)

第七 認定希少種保全動植物園等に関する基本的な事項

- ◆ 希少野生動植物種が、種の保存のため適切に取り扱われることを確認するため、当該種の個体の飼養等及び譲渡し等の目的、実施体制及び飼養栽培施設について審査する。
- ◆ 希少野生動植物種の飼養等及び譲渡し等が、その目的に応じて、種の保存のため適切かつ確実に実施されるものであることを確認するため、当該種の個体の飼養等及び譲渡し等に関する計画について審査する。
- ◆ 種の保存の観点から、取り扱う希少野生動植物種に係る繁殖への取組、生息地等における生息・生育状況の維持改善への取組、疾病・傷病への対応、普及啓発に係る展示の方針及び個体の取得経緯等について審査する。
- ◆ 種の保存の観点から、申請者が欠格事由に該当していないか等、申請者の適格性について審査する。

## 〈認定基準等〉

### 希少種保全動植物園等の認定事務取扱要領 (平成30年6月1日 環境省希少種保全推進室)

(主なものを抜粋)

- 適法に個体が入手されているか
- 飼養等の目的が第13条第1項（繁殖、学術研究、教育目的等）に規定する目的に適合するか
- 適切な実施体制があるか（施設・計画管理者・担当者・疾病対応）
- 計画の確実な実施が見込まれるか（適切な計画管理者、他園館との連携体制）
- 適切な展示がなされるか（認定希少種保全動植物園等として適切な環境教育・普及啓発の方針）
- 一種以上の国内希少野生動植物の繁殖に寄与するか
- 一種以上の国内希少野生動植物種の生息・生育地における保存を図るための事業に寄与するか  
(生息域内保全に係る事業への寄与)

# 認定希少種保全動物園等の認定状況

	名称	認定年月日（更新年月日）	
1	富山市ファミリーパーク	当初認定：2018年9月13日	更新認定：2024年6月24日
2	世界淡水魚園水族館（アクア・トトぎふ）	当初認定：2018年9月13日	更新認定：2024年6月24日
3	札幌市円山動物園	当初認定：2019年2月28日	更新認定：2024年8月23日
4	京都市動物園	当初認定：2019年3月7日	更新認定：2024年7月30日
5	豊橋総合動植物公園（動物園）	当初認定：2019年3月15日	更新認定：2024年8月23日
6	大阪公立大学附属植物園	当初認定：2019年12月17日	更新認定：2024年12月27日
7	東京都葛西臨海水族園	当初認定：2021年1月13日	
8	東京都井の頭自然文化園	当初認定：2021年3月29日	
9	仙台市八木山動物公園	当初認定：2021年10月7日	
10	宮崎市フェニックス自然動物園	当初認定：2022年2月9日	
11	沖縄美ら海水族館	当初認定：2022年4月11日	
12	東京都恩賜上野動物園	当初認定：2022年8月12日	
13	鴨川シーワールド	当初認定：2022年10月25日	
14	神戸どうぶつ王国	当初認定：2022年12月9日	
15	横浜市立金沢動物園	当初認定：2023年2月28日	
16	天王寺動物園	当初認定：2024年7月25日	
17	足立区生物園	当初認定：2024年7月30日	
18	那須どうぶつ王国	当初認定：2024年9月3日	
19	京都薬用植物園	当初認定：2024年11月25日	
20	日立市かみね動物園	当初認定：2024年12月5日	
21	横浜市立よこはま動物園	当初認定：2024年12月5日	
22	東京都多摩動物公園	当初認定：2024年12月27日	
23	伊丹市昆虫館	当初認定：2025年3月6日	
24	一般社団法人野生生物生息域外保全センター	当初認定：2025年3月27日	
25	熊本市動植物園	当初認定：2025年8月18日	令和8年1月現在で計26施設を認定。 6施設で更新認定。
26	鹿児島市平川動物公園	当初認定：2026年1月15日	

# 認定希少種保全動植物園等制度アンケート調査実施概要

【第1回検討会（令和7年10月）資料2-1から抜粋】



## <実施目的>

- 本アンケート調査は、以下の4団体に加盟し、**国内で動植物を飼育・栽培している300施設を対象**に、種の保存法における国内希少種（以下、国内希少種）及び国際希少種（以下、国際希少種）の飼育・栽培状況、認定動植物園制度の活用状況、生息域外保全等の実施状況の実態把握のために実施した。

## <対象所属団体>

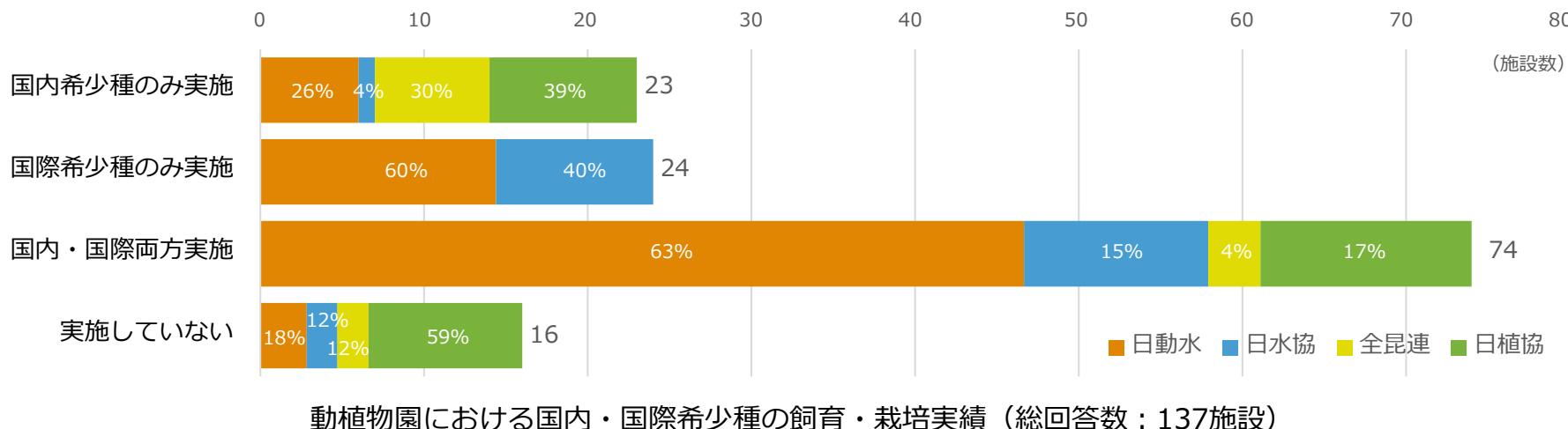
公益社団法人	日本動物園水族館協会（日動水）
一般社団法人	日本水族館協会（日水協）
任意団体	全国昆虫施設連絡協議会（全昆連）
公益社団法人	日本植物園協会（日植協）

## <実施時期>

令和6年12月～令和7年1月

## <回答数・回答率>

- アンケート回答数：**137件**
- 回答率：約46%

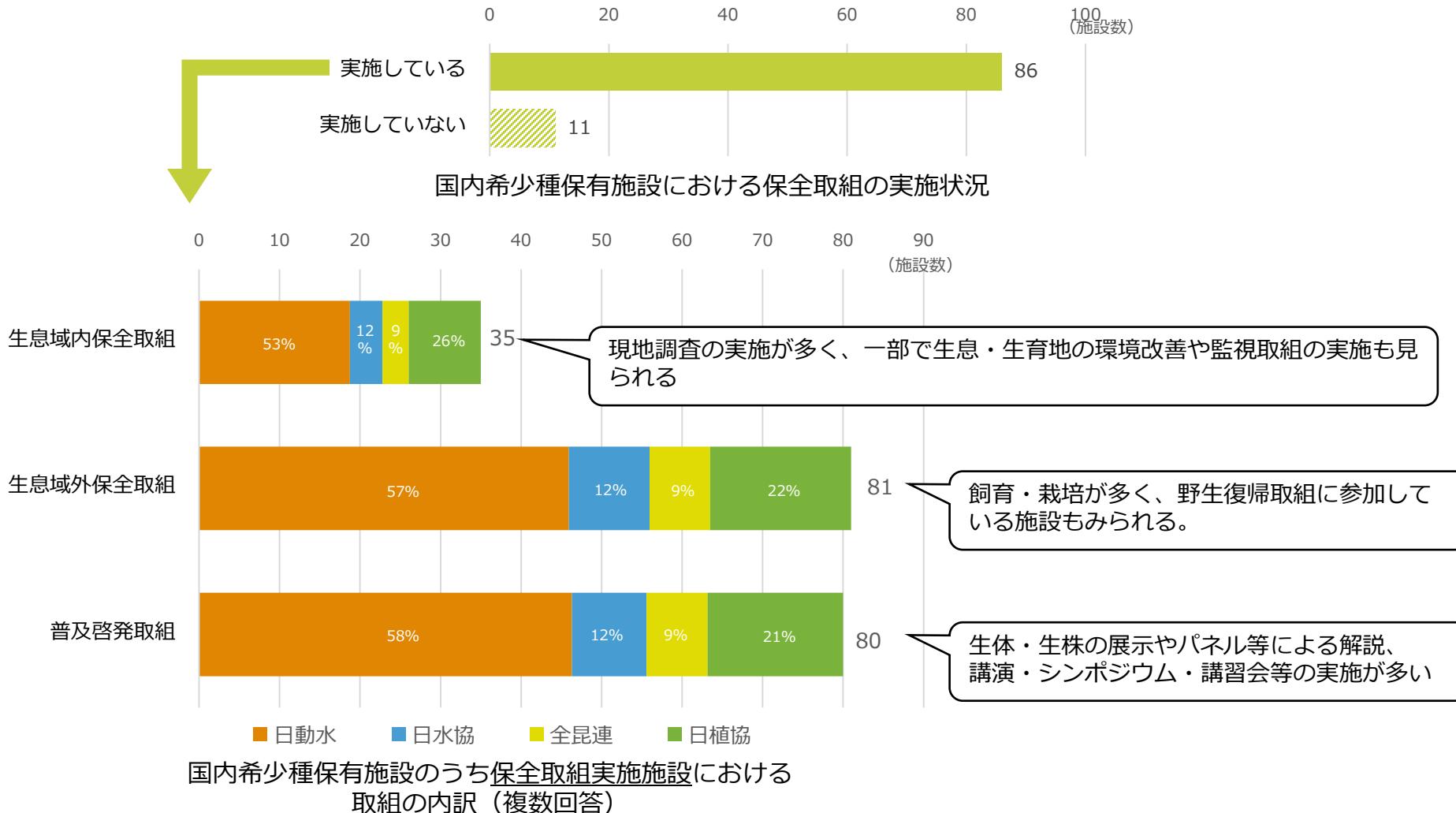


- 回答施設（137施設）のうちの**121施設（約88%）**で**国内・国際希少種の飼育・栽培を実施**している。

# 国内希少種の保全取組実施状況

【第1回検討会（令和7年10月）資料2-1から抜粋】

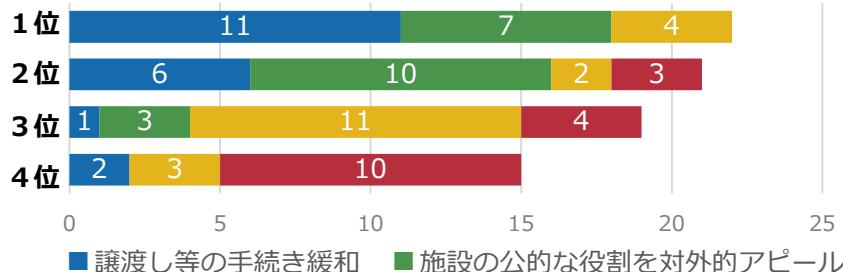
- アンケートの結果、**97施設で国内希少種の飼育・栽培を実施**（以下、「国内希少種を保有」という。）しており、うち**86施設が何らかの保全取組を実施**していた。
- 国内希少種の保全対策としては、生息域外保全（81施設）と普及啓発取組（80施設）が多いが、生息域内保全取組を実施または域内保全の取組に参加している施設も35施設あった。



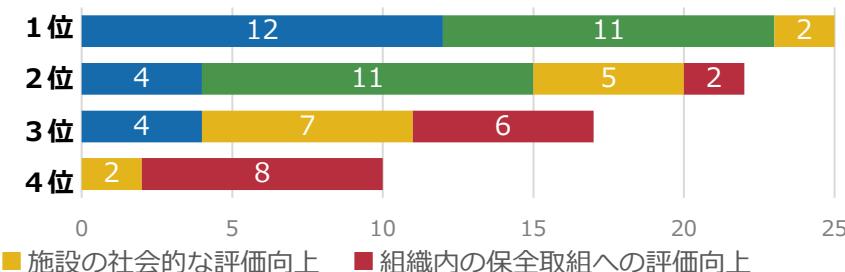
# 申請理由および認定を受けたことによる効果

【第1回検討会（令和7年10月）資料2-1から抜粋】

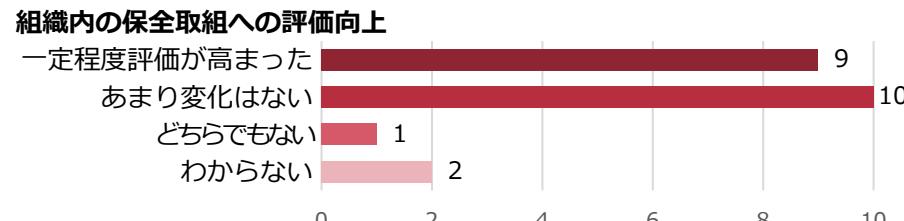
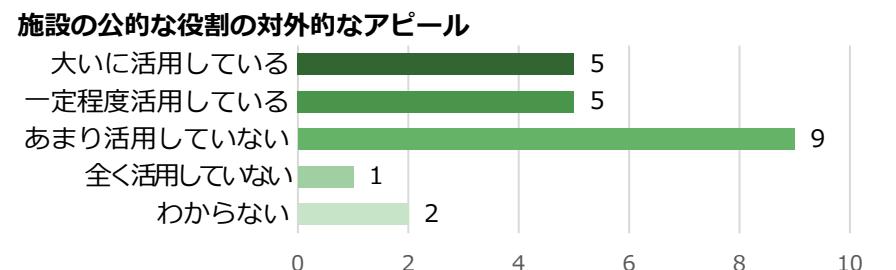
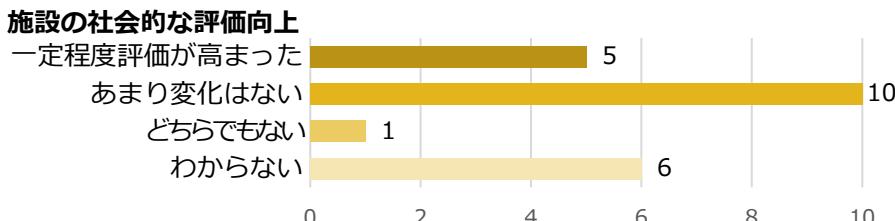
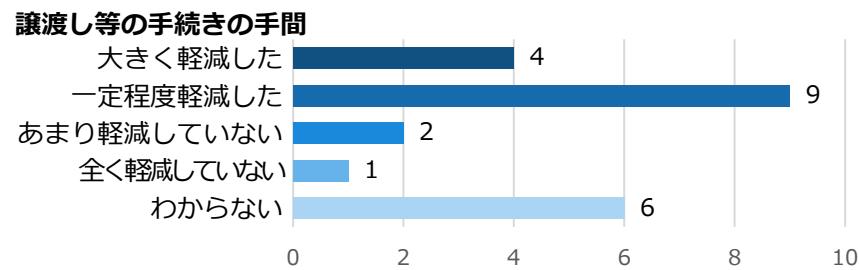
- 申請理由については、認定施設、審査中・申請予定施設のいずれにおいても、**1位は「譲渡し等の手続き緩和」**であった。審査中・申請予定施設は、約9割が「認定により施設の**公的な役割を対外的に示す**ことができる」を挙げている。
- 認定後の効果や影響については、約半数の施設で、施設の役割（種の保存への貢献）を対外的なアピールに活用していることがわかった。一方、社会的な評価向上については、「**あまり変化はない**」「**わからない**」で**16施設**となり、「**一定程度評価が高まった**」とする5施設よりも多い結果となった。



認定希少種保全動植物園等施設における  
申請理由（複数回答）



審査中・申請予定施設における申請理由（複数回答）



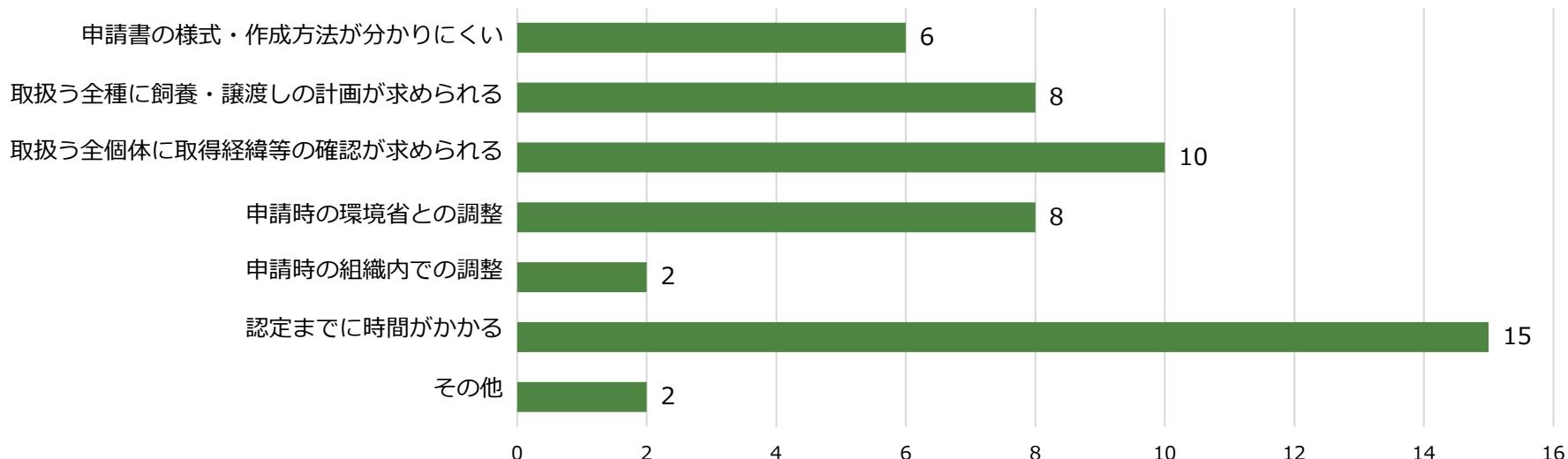
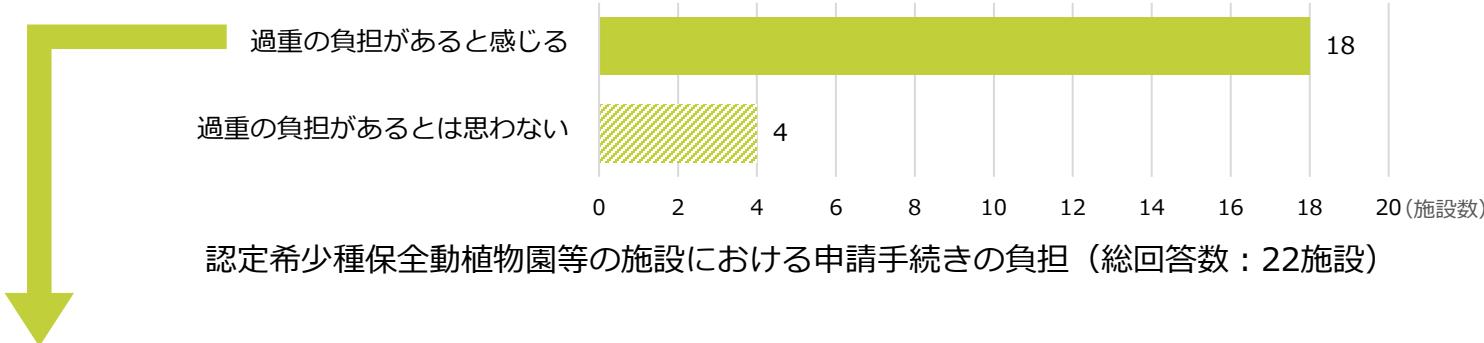
認定希少種保全動植物園等施設における認定後の効果や影響

# 申請手続きにおける負担

【第1回検討会（令和7年10月）資料2-1から抜粋】



- 昨年度時点で認定済の22施設のうち、**認定手続きについて過重の負担を感じている施設が約82%（18施設）**であった。
- 過重の負担を感じている理由としては、「認定までに時間がかかる」が最も多く、次いで、「**取扱う全個体に取得経緯等の確認が求められる**」となった。



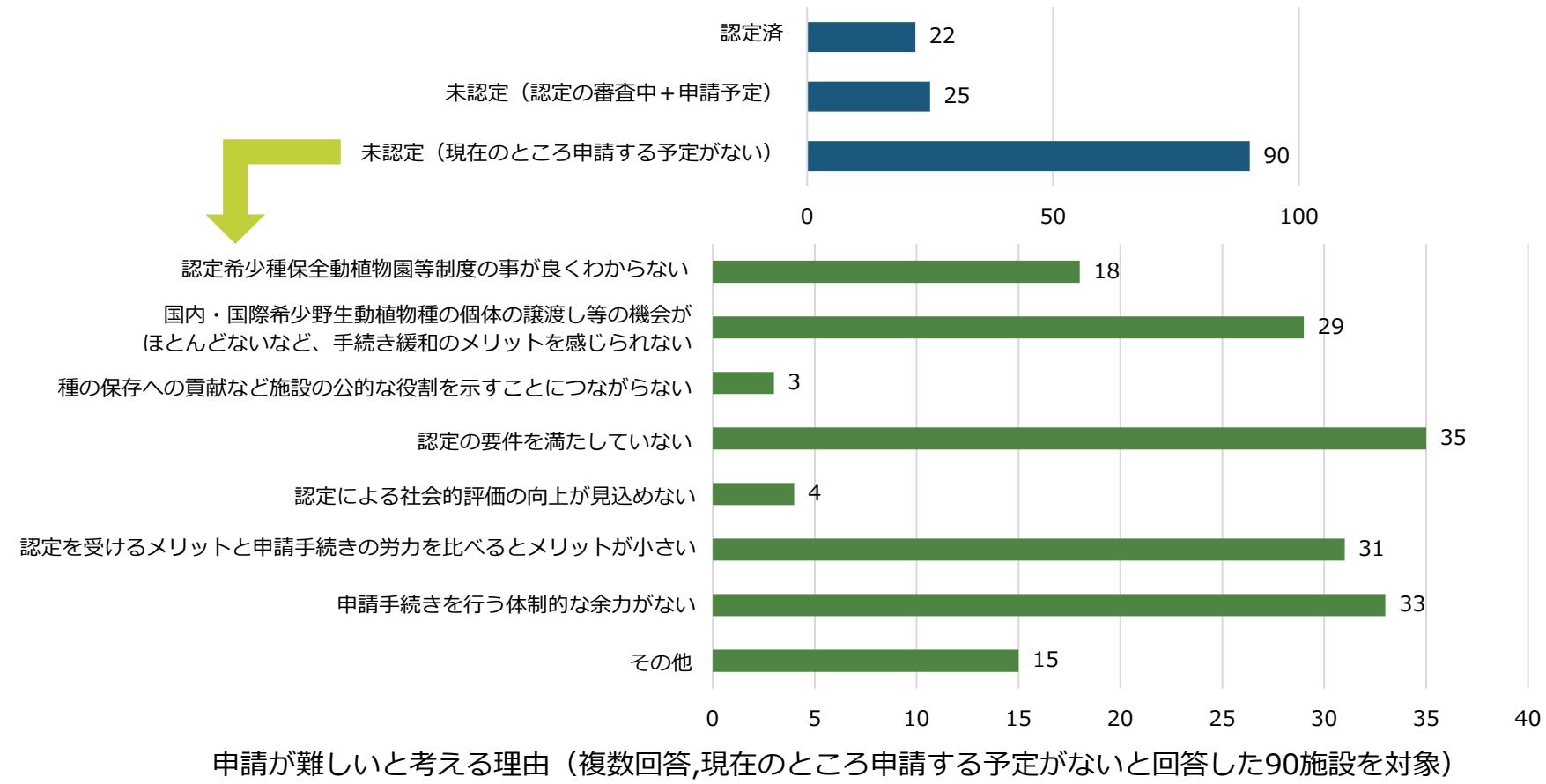
認定希少種保全動植物園等の施設における申請手続き負担の内訳（複数回答, 過重の負担があると回答した18施設を対象）

# 申請が難しいと考える理由（申請する予定がない施設）

【第1回検討会（令和7年10月）資料2-1から抜粋】



- 申請する予定がないと回答した90施設において、申請が難しいと考える理由のうち、「認定の要件を満たしていない」が最も多く、次いで「申請手続きを行う体制的な余力がない」となった。
- また、「認定を受けるメリットと申請手続きの労力を比べるとメリットが小さい」といった回答も多かった。



# 生物多様性国家戦略2023-2030における 動植物園等と連携した取組に関する目標設定の例



## 1-6-3 希少種の遺伝的多様性の維持・確保

保護増殖事業対象種を中心に、遺伝的多様性の評価に基づく個体群ごとの保全（生息域内保全）を推進する。また、生息域内保全の補完として、動物園・水族館・植物園・昆虫館等と連携し、種の状況と特性に応じた効果的な生息域外保全を組み合わせることにより、希少種の遺伝的多様性の維持・確保を図る。

## 1-6-4 新宿御苑における植物多様性保全の推進

新宿御苑は、2006年から公益社団法人日本植物園協会（以下、「日本植物園協会」という。）の植物多様性保全拠点園ネットワークに参加し活動を行っている。引き続き新宿御苑が保有する温室等の施設を活用し、日本植物園協会及び加盟植物園と連携して、日本国内の野生植物の生息域外保全と有用植物資源の系統保存の中核として貢献する。

## 1-6-5 絶滅危惧種の生殖細胞・種子保存

絶滅危惧種の生息域外保全の手段の一つとして、生殖細胞や種子等の保存を進める。動物については、国立研究開発法人国立環境研究所、公益社団法人日本動物園水族館協会、大学等関係機関とも連携し、絶滅のおそれの高い種や個体群について、生殖細胞の凍結保存等を進める。植物については、2006年から種子保存施設としての役割を担っている新宿御苑において、その機能の拡充を図り、日本植物園協会と連携を強化する。これにより更なる絶滅危惧種の絶滅リスクの低減と遺伝資源の確保に努める。

### （現状と目標）

【指標】保護増殖事業対象種のうち生殖細胞等の保存がされている動物の種又は地域個体群の数  
【現状値】5種（2022年） → 【目標値】10種・個体群（2030年）

【指標】日本産絶滅危惧植物種のうち自生地情報を持つ種の保存数

【現状値】475種について種子・胞子を保存 → 【目標値】600種について種子・胞子を保存